

令和 7 年度決算に基づく

米 沢 市 健 全 化 判 断 比 率 ・
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

米沢市監査委員

監 査 第 2 8 号
令和 8 年 8 月 2 0 日

米沢市長 近 藤 洋 介 様

米沢市監査委員 志 賀 秀 樹

米沢市監査委員 小久保 広 信

令和 7 年度米沢市健全化判断比率・資金不足比率審査意見書の提出に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

目次

健全化判断比率審査

第1 審査の対象	4
第2 審査の着眼点及び実施内容	4
第3 審査の結果	4
第4 健全化判断比率の状況	5
1 実質赤字比率	5
2 連結実質赤字比率	6
3 実質公債費比率	7
4 将来負担比率	8

資金不足比率審査

第1 審査の対象	9
第2 審査の着眼点及び実施内容	9
第3 審査の結果	9
第4 資金不足比率の状況	10
1 米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計（法非適用）	10
2 米沢市青果物地方卸売市場費特別会計（法非適用）	10
3 米沢市水道事業会計（法適用）	11
4 米沢市下水道事業会計（法適用）	11
5 米沢市立病院事業会計（法適用）	12

算定式・用語の説明	13
-----------	----

凡 例

- 1 原則として千円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。したがって、合計金額と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 健全化判断比率（％）及び資金不足比率（％）は、表示単位未満切り捨てした。
- 3 構成比（％）は、小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ（％）間の単純差引数値である。
- 5 減少又は負数を表すものには、「△」を付している。
- 6 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」・・・・・・ 零又は該当数値はあるが、単位未満のもの
「0. 0」・・・・ 比率において該当数値はあるが、単位未満のもの
「－」・・・・・・ 該当数値がないもの

令和7年度決算に基づく米沢市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

第2 審査の着眼点及び実施内容

今回の審査は、米沢市監査基準に従い、令和8年6月1日付け総務第35号及び令和8年7月16日付け総務第75号で市長から審査に付された健全化判断比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、財政課への聴取等の方法により実施した。

第3 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、上記方法により審査した限り、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

健全化判断比率	令和5年度 %	令和6年度 %	令和7年度 %	早期健全化基準 %
実質赤字比率	— (△7.77)	— (△6.52)	— (△5.34)	12.36
連結実質赤字比率	— (△34.80)	— (△30.06)	— (△22.99)	17.36
実質公債費比率	8.2	9.5	10.6	25.0
将来負担比率	45.1	43.8	60.5	350.0

注1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。
なお、参考として黒字の比率を（ ）に「△」で併記した。

注2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、本市の令和7年度決算における基準である。

第4 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

1 実質赤字比率

$$\begin{array}{l} \text{(実質赤字比率) [一]} \\ \text{(△5.34\%)} \end{array} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額) [一]} \quad (\triangle 1,146,199 \text{千円})}{\text{(標準財政規模)} \quad 21,449,696 \text{千円}} \times 100$$

※ 赤字額がないので「―」で表記した。参考までに黒字の額及び比率を（ ）に△表示で記載した。

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は、11 億 4,619 万 9 千円の黒字となっており、実質赤字は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は、第1表のとおりであり、前年度13 億 5,024 万 1 千円に比べ2 億 404 万 2 千円減少している。

〈 第1表 一般会計等実質収支額の対前年度比較 〉

項 目		令和7年度 千円	令和6年度 千円	増 減 千円
歳入総額	A	53,349,591	46,654,600	6,694,991
歳出総額	B	51,969,744	45,077,694	6,892,050
歳入歳出差引額	C = A - B	1,379,847	1,576,906	△ 197,059
翌年度に繰り越すべき財源	D	233,648	226,665	6,983
一般会計等実質収支額	C - D	1,146,199	1,350,241	△ 204,042

2 連結実質赤字比率

$$\begin{array}{l} \text{(連結実質赤字比率) [一]} \\ \text{(△22.99\%)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{(連結実質赤字額) [一]} \\ \text{(標準財政規模)} \end{array} \frac{\begin{array}{l} \text{(△4,932,549千円)} \\ \text{21,449,696千円} \end{array}}{\times 100}$$

※ 赤字額がないので「―」で表記した。参考までに黒字の額及び比率を（ ）に△表示で記載した。

連結実質収支額は、49 億 3,254 万 9 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び前年度比較は、第 2 表のとおりである。連結実質収支額は、前年度 62 億 2,441 万 4 千円に比べ 12 億 9,186 万 5 千円減少している。これは、主に水道事業会計が減少したことによるものである。

〈 第 2 表 連結実質収支額の内訳及び対前年度比較 〉

項 目			実質収支額		増 減 千円
			令和7年度 千円	令和6年度 千円	
一般会計等			1, 146, 199	1, 350, 241	△ 204, 042
一般会計			1, 145, 300	1, 347, 556	△ 202, 256
一般会計等に属する特別会計		物品調達費特別会計	899	2, 685	△ 1, 786
一般会計等以外の特別会計の 内、公営企業に係る特別会計 以外の会計		国民健康保険事業勘定特別会計	281, 704	248, 524	33, 180
		介護保険事業勘定特別会計	264, 468	303, 888	△ 39, 420
		後期高齢者医療費特別会計	31, 426	26, 824	4, 602
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	2, 926, 681	4, 115, 588	△ 1, 188, 907
		下水道事業会計	281, 568	270, 876	10, 692
		市立病院事業会計	0	△ 92, 200	92, 200
	法非適用企業	と畜場及び食肉市場費特別会計	0	0	0
		青果物地方卸売市場費特別会計	503	673	△ 170
合 計			4, 932, 549	6, 224, 414	△ 1, 291, 865

3 実質公債費比率

令和5年度 (実質公債費比率)	3,573,386千円+1,273,865千円 (地方債の元利償還金+準元利償還金)	—	633,757千円+2,563,513千円 (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	9.24736%
	(標準財政規模)	—	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
	20,406,238千円	—	2,563,513千円	
令和6年度 (実質公債費比率)	3,682,209千円+1,388,477千円 (地方債の元利償還金+準元利償還金)	—	635,734千円+2,426,507千円 (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	10.98817%
	(標準財政規模)	—	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
	20,704,758千円	—	2,426,507千円	
令和7年度 (実質公債費比率)	3,737,926千円+1,748,991千円 (地方債の元利償還金+準元利償還金)	—	714,685千円+2,576,811千円 (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	11.63267%
	(標準財政規模)	—	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
	21,449,696千円	—	2,576,811千円	
令和5年度から令和7年度までの3か年平均=10.6%				

実質公債費比率は、令和5年度から令和7年度までの3か年平均で10.6%となっており、令和4年度から令和6年度までの3か年平均9.5%を1.1ポイント上回った。

なお、実質公債費比率の推移は、第3表のとおりである。単年度の比率は、令和7年度が11.63267%となっており、前年度10.98817%に比べ0.6445ポイント上昇している。

〈 第3表 実質公債費比率の推移 〉

年 度	実質公債費比率
令和4年度（単年度）	8.29385%
令和5年度（単年度）	9.24736%
令和6年度（単年度）	10.98817%
令和7年度（単年度）	11.63267%
実質公債費比率（4年度～6年度の3か年平均）	9.5%
実質公債費比率（5年度～7年度の3か年平均）	10.6%

4 将来負担比率

将来負担比率 =	63,858,684千円	—	52,431,974千円	×100
	(将来負担額)		(充当可能財源等)	
	(標準財政規模)	—	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
60.5%	21,449,696千円		2,576,811千円	

将来負担比率は60.5%となっており、前年度43.8%に比べ16.7ポイント上昇した。

将来負担額は第4-1表のとおり638億5,868万4千円で前年度に比べて44億335万9千円増加しており、これは、主に地方債の現在高が増加したことによるものである。

一方、充当可能財源等については第4-2表のとおり524億3,197万4千円で、前年度に比べて9億9,383万8千円増加している。これは、主に基準財政需要額算入見込額及び充当可能特定歳入が増加したことによるものである。

〈 第4-1表 将来負担額の内訳及び対前年度比較 〉

項 目	令和7年度		令和6年度		増 減 千円
	金額	全体に占める割合	金額	全体に占める割合	
	千円	%	千円	%	
地方債の現在高	39,529,130	61.9	35,806,719	60.2	3,722,411
債務負担行為に基づく支出予定額	534,416	0.8	422,448	0.7	111,968
公営企業債等繰入見込額	15,911,727	24.9	15,470,482	26.0	441,245
組合負担等見込額	3,660,172	5.7	3,824,639	6.4	△ 164,467
退職手当負担見込額	4,223,239	6.6	3,931,037	6.6	292,202
設立法人の負債額等負担見込額	—	—	—	—	—
土地開発公社	—	—	—	—	—
連結実質赤字額	—	—	—	—	—
組合連結実質赤字額負担見込額	—	—	—	—	—
合 計	63,858,684	100.0	59,455,325	100.0	4,403,359

〈 第4-2表 充当可能財源等の内訳及び対前年度比較 〉

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減 千円
	金額	金額	
	千円	千円	
充当可能基金	10,167,334	10,138,304	29,030
充当可能特定歳入	8,178,810	7,819,206	359,604
(うち都市計画税)	5,430,387	5,538,388	△ 108,001
基準財政需要額算入見込額	34,085,830	33,480,626	605,204
合 計	52,431,974	51,438,136	993,838

令和7年度決算に基づく米沢市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和7年度決算に基づく資金不足比率

- 1 米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計
- 2 米沢市青果物地方卸売市場費特別会計
- 3 米沢市水道事業会計
- 4 米沢市下水道事業会計
- 5 米沢市立病院事業会計

第2 審査の着眼点及び実施内容

この資金不足比率審査は、米沢市監査基準に準拠し、令和8年6月1日付け総務第35号及び令和8年7月16日付け総務第75号で市長から審査に付された資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、各会計担当課等への聴取等の方法により実施した。

第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、上記方法により審査した限り、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認められた。

〈 資金不足比率 〉

会 計 名	令和5年度 %	令和6年度 %	令和7年度 %	経営健全化基準 %
と畜場及び食肉市場費特別会計	—	—	—	20.0
青果物地方卸売市場費特別会計	— (△4.3)	— (△2.5)	— (△1.9)	
水道事業会計	— (△271.5)	— (△238.8)	— (△171.6)	
下水道事業会計	— (△12.1)	— (△22.7)	— (△22.9)	
市立病院事業会計	— (△4.6)	1.1	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。
なお、参考として資金剰余（黒字）の比率を（ ）に「△」で併記した。
市立病院事業会計については、解消可能資金不足額（経営改善推進事業債等）を算入することで、資金不足比率は0となった。

第4 資金不足比率の状況

各会計の状況は、次のとおりである。

1 米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計（法非適用）

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
	金額 千円	金額 千円	
資金不足額	—	—	—
($A = a + b - c$)	0	0	0
歳出額 (a)	193,197	213,012	△ 19,815
算入地方債現在高 (b)	—	—	—
歳入額 (c)	193,197	213,012	△ 19,815
事業規模 (B)	44,736	44,540	196
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	—	—	—
経営健全化基準	20.0%	20.0%	—

※当年度は、($A = a + b - c$) = 0 であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

2 米沢市青果物地方卸売市場費特別会計（法非適用）

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
	金額 千円	金額 千円	
資金不足額	—	—	—
($A = a + b - c$)	△ 503	△ 673	170
歳出額 (a)	25,618	26,779	△ 1,161
算入地方債現在高 (b)	—	—	—
歳入額 (c)	26,121	27,452	△ 1,331
事業規模 (B)	25,448	26,327	△ 879
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	— (△1.9%)	— (△2.5%)	— (0.6%)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	—

※当年度は、($A = a + b - c$) < 0 であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

資金不足比率は算定されないが、参考までに黒字の比率を△表示で記載した。黒字の比率は、1.9%である。

3 米沢市水道事業会計（法適用）

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
	金額 千円	金額 千円	
資金不足額	—	—	—
($A = a - b + c - d$)	△ 2,926,681	△ 4,115,588	1,188,907
流動負債 (a)	1,380,779	253,894	1,126,885
控除企業債等現在高 (b)	109,994	115,298	△ 5,304
算入地方債現在高 (c)	—	—	—
流動資産 (d)	4,197,466	4,254,184	△ 56,718
事業規模 (B)	1,705,276	1,723,356	△ 18,080
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	— (△171.6%)	— (△238.8%)	— (67.2%)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	—

※当年度は、($A = a - b + c - d$) < 0 であり、資金不足は生じていない。△表示額は、黒字の額である。

資金不足比率は算定されないが、参考までに黒字の比率を△表示で記載した。黒字の比率は、171.6%であり前年度より 67.2 ポイント低下している。

4 米沢市下水道事業会計（法適用）

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
	金額 千円	金額 千円	
資金不足額	—	—	—
($A = a - b + c - d$)	△ 281,568	△ 270,876	△ 10,692
流動負債 (a)	1,356,293	1,373,051	△ 16,758
控除企業債等現在高 (b)	1,178,720	1,233,721	△ 55,001
算入地方債現在高 (c)	—	—	—
流動資産 (d)	459,141	410,206	48,935
事業規模 (B)	1,229,050	1,188,188	40,862
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	— (△22.9%)	— (△22.7%)	— (△0.2%)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	—

※当年度は、($A = a - b + c - d$) < 0 であり、資金不足は生じていない。△表示額は、黒字の額である。

資金不足比率は算定されないが、参考までに黒字の比率を△表示で記載した。黒字の比率は、22.9%であり前年度より 0.2 ポイント上昇している。

5 米沢市立病院事業会計（法適用）

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
	金額 千円	金額 千円	
資金不足額	—	92,200	—
($A = a - b + c - d - e$)	0	92,200	△ 92,200
流動負債 (a)	2,388,292	1,993,232	395,060
控除企業債等現在高 (b)	821,088	741,792	79,296
算入地方債現在高 (c)	1,176,122	417,497	758,625
流動資産 (d)	1,572,461	1,476,079	96,382
解消可能資金不足額 (e)	1,381,358	100,658	1,381,358
事業規模 (B)	8,061,970	7,837,269	224,701
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	— ※	1.1%	(△1.1%)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	—

※解消可能資金不足額（経営改善推進事業債等）を算入することで、資金不足比率は0となった。

〈 算定式・用語の説明 〉

〈 算定式 〉

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100$$

〈 用語の説明 〉

◇資金不足額

法非適用：（歳出額 a ＋ 算入地方債現在高 b － 歳入額（翌年度に繰り越すべき財源を除く。） c）

※ a ＋ b － c > 0 の場合は、解消可能資金不足額 e を算入する。

法適用：（流動負債 a － 控除企業債等現在高 b ＋ 算入地方債現在高 c － 流動資産 d）

※ a － b ＋ c － d > 0 の場合は、解消可能資金不足額 e を算入する。

◇算入地方債現在残高

建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるための地方債の残高

◇解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

次の 3 つのいずれかの算定方式がある。

- ① 累積償還・償却差額算定方式
- ② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式
- ③ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式とすることも可能）

◇翌年度に繰り越すべき財源

繰越明許費繰越額及び事故繰越額の合算額から、これらに係る未収入特定財源を控除した額

◇事業規模

法非適用：営業収益に相当する収入額－受託工事収益に相当する収入額

法適用：営業収益の額－受託工事収益の額

※ 法とは、地方公営企業法をいう。